

保護者 様

学校保健安全法施行規則の改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）により学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで」となりました。

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。また、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

この「治癒報告書」はインフルエンザが治癒し、「登校する最初の日」に持って登校し、学校へ提出してください。保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

インフルエンザの出席停止の数え方

- ・「発症した後 5 日」は発症日を 0 とし、翌日を 1 日目とする。
- ・「解熱した後 2 日」は解熱日を 0 とし、翌日を 1 日目とする。

治 癒 報 告 書

長野県松本工業高等学校長 様

科 年 組 番 生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

疾患名	インフルエンザ（ 型）
発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日）	年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年 月 日
医師より療養が必要とされた期間	年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

保護者氏名